



デジタル資料室「讚岐分県事件二付具申書写」

【資料名】 讃岐分県事件二付具申書写

【年代】 明治二十一年（一八八八）一月

【解説】

香川県が初めて誕生したのは明治四年、高松県、丸亀県を廃止統合した末の事であった。しかし明治六年に香川県は名東県（阿波・淡路）に併合され、明治八年に分離して再度香川県となるも（第二次香川県・再置香川県）、翌九年に今度は愛媛県に編入された。それから一〇年余を経た明治二十一年一月、ようやく第三次にあたる香川県が設置され、現在まで続く事となる。これは全国でも最後となる置県であった。

愛媛県に編入されたその間、讃岐国内では分県独立を図って運動が行われたことが知られている。明治一五年の「讃豫分離ノ檄文」はその嚆矢とされ、その後も様々な動きが見られたが、一方で西讃地域などでは愛媛県編入時と香川県独立時では、西讃の県内に占める位置、意味合いに大きな変化がある事などから分県独立に反対する意見があがっていた。

本資料はそうした意見の表れであり、多度郡、那珂郡の計七一人が名を連ねている。内容は分県派の論拠である、①民情の違い、②東西の長さによる隔絶、③税負担と県費支出における讃岐の不公平、④讃岐の人口の多さの四点について、①編入以来一三年間、両国民間の行き違いはなく、②汽船交通の発展により不便はなく、③毎年不公平となるわけではなく、④置県は人口ではなく土地の広狭によるべきである、としてそれぞれ否定した上で、乾金次郎、石井文太郎兩名を総代として出京させるとしている。

総代となった乾、石井兩名が東京へ行き、分県阻止の活動を行う中、本資料の作成後間もない明治二十一年二月三日に香川県が三たび設置された。分県反対派の活動が実を結ぶことはなかったが、愛媛県編入時代における讃岐のありようを模索した、当時の活動の一つの形を見ることのできる点で、本資料は興味深い。